

中古遊技機取扱業務実施要領

〔平成16年11月22日〕
中古機流通協議会

最終改正 平成22年4月28日

（目的）

第1条 この要領は、中古遊技機流通健全化要綱（以下「要綱」という。）第20条に基づき、中古遊技機（以下「中古機」という。）の取扱い業務に関し、具体的な実施要領を定め、もってその業務の適正化を図ることを目的とする。

（書類の打刻）

第2条 取扱主任者又は取扱管理者が作成し、所属する登録販売業者又は特例業者に提出した保証書は、当該中古機の検定通知書（甲）の写しとともに、これを所管する全商協傘下の地区ごとの遊技機商業協同組合（以下「地区遊商」という。）又は回胴遊商に申請し、中古機流通協議会印の打刻を受けなければならない（以下「打刻申請」という。）。この場合において、特例業者は仲介する地区遊商組合員又は回胴遊商組合員（以下「仲介組合員」という。）を経由して地区遊商又は回胴遊商に書類を提出する。

（撤去遊技機明細書の提出及び保管）

第3条 管理者は、遊技機の入替え又は減台に伴い遊技機を撤去するときは、変更承認申請又は変更届出時に、当該撤去遊技機の明細が記載された変更承認申請/変更届出撤去遊技機明細書（正）（副）（別記様式第1号）を公安委員会に提出し、返却された（副）を保管する。

2 管理者は、中古機の移動等をする場合は、取扱主任者又は取扱管理者を経由して、当該遊技機に係る前項の変更承認申請/変更届出撤去遊技機明細書（副）の写しを地区遊商又は回胴遊商に提出しなければならない。

（中古遊技機確認書の作成）

第4条 管理者は、中古機の移動等をする場合は、当該中古機が正常であること等を確認し、中古遊技機確認書（別記様式第2号）を作成した上で、取扱主任者又は取扱管理者を経由して、これを地区遊商又は回胴遊商に提出しなければならない。

（点検確認の実施）

第5条 要綱第11条第1項に規定する点検確認は、中古ぱちんこ遊技機等（回胴式を除く。以下同じ。）点検確認受渡書（別記様式第3号）又は中古回胴式遊技機点検確認受渡書（別記様式第4号）（以下「点検確認受渡書」という。）に示された1～17番の項目について行う。

2 取扱主任者又は取扱管理者は、当該中古機が営業所に設置されたとき、点検確認受渡書に示された当該中古機に関わる全項目について、異常等の有無を点検し、これに記録する。

（中古機の保全等）

第6条 取扱主任者又は取扱管理者は、前条第1項に規定する点検確認の結果、異常が認められなかったときは、ぱちんこ等の場合は全商協が、回胴式の場合は回胴遊商がそれぞれ定めた方法により型式の保全措置をとる。

（保管・納品確認書の作成）

第7条 取扱主任者又は取扱管理者は、前条に規定する型式の保全措置をとった後に保管・納品確認書（別記様式第5号）に所定の事項を記入する。

2 管理者は、保管・納品確認書に中古機を受領した際の納品業者及び受領日時を記入し、当該中古機の型式の保全状態を確認の結果、異常がない場合には署名する。

3 型式の保全措置を解除するのは、取扱主任者又は取扱管理者もしくは管理者（当該保全措置をとった取扱主任者又は取扱管理者の了解を得た者に限る。）とし、当該保全措置を解除した者は、保管・納品確認書に日時を記入し、署名する。

4 取扱主任者又は取扱管理者は、完成した保管・納品確認書を、所属する登録販売業者又は特例営業業者及び仲介組合員を経由して（書類提出の経路要件は以下同じ。）、地区遊商又は回胴遊商に提出する。

(点検確認受渡書の作成)

第8条 管理者は、取扱主任者又は取扱管理者による第5条第2項に規定する点検確認に立会い確認し、異常がないことを認めるときは点検確認受渡書に署名・押印し、当該遊技機を受領する。

2 取扱主任者又は取扱管理者は、点検確認受渡書(正)(副)を作成し、(副)は営業所に渡し、(正)は地区遊商又は回胴遊商に提出しなければならない。

(確認証紙の貼付)

第9条 取扱主任者又は取扱管理者は、第5条第2項による点検確認の結果、異常が認められなかったときは、当該中古機1台ごとに、ぱちんこ等の場合は遊技盤の枠番号付近もしくはそれに準ずる位置に、回胴式の場合は筐体部内面に確認証紙(中古用)を貼付する。

2 取扱主任者及び取扱管理者は、確認証紙(中古用)を破損又は紛失したときは、発行者の地区遊商又は回胴遊商に対し、速やかに破損した確認証紙(中古用)を返納し、又は紛失した旨を報告して再発行を申請しなければならない。

附 則

この要領は、要綱の施行の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年2月1日から施行する。

(手数料等)

2 特例営業者は、第2条の規定による打刻申請をする際、次の各号の手数料等(消費税別)を地区遊商又は回胴遊商に納付するものとする。

(1) 打刻等手数料 1機種6000円

(2) 確認証紙代 1枚 300円

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。